

「デモクラシー」と「軍事教育」

——第1次大戦以降の「軍事教育」論をめぐって——

中 村 隆 文

Post-World War I Democracy and Pre-Military Education in Japan

NAKAMURA Takafumi

問題の所在

第1次大戦以降の大正年間、いわば大正後期は、大正デモクラシーと呼ばれる政治的社会的状況において、そのレベルが極点に達した時期であった。同時に、それはヴェルサイユ体制、ついでワシントン体制といった世界主要資本主義諸国家間の政治体制へ、日本が参画していった時期でもある。本論で扱う「軍事教育¹⁾」は、こうした日本および世界情勢の影響を蒙り、この期間に発想され実施に至ったものである。

従来、この時期の「軍事教育」に関する通説²⁾は、臨時教育会議での「兵式体操振興に関する建議」(1917<大正6>年10月答申)を出発点とし、文政審議会答申による「陸軍現役将校学校配属令」(1925<大正14>年1月答申、4月公布)、「青年訓練所令」(1926<大正15>年1月答申、4月公布)によって、「軍事教育」が実現されたという前提にたち、相前後する2つの教育諮問機関の論議を主たる対象として考察されている。そして、その見解は、「軍事教育」が、一貫して軍部の主導において推進され実現されたものだという点、さらに臨時教育会議答申の趣旨を制度上に具体化したものだという点に収斂されている。

しかし、こうした通説は、第一次大戦後の世界の趨勢、ならびに日本の「デモクラシー」的状況と「軍事教育」との連関を客観的に把握しえていたとは言いがたい。なぜなら当時の「軍事教育」論は、日本個有の問題としてだけでなく、講和に伴う世界的な軍縮ムードの影響を受け、政党と世論の主張として登場してくるのである。

周知のように第1次大戦参戦諸国は、戦後その膨大な軍事予算を縮小するためにあらゆる努力を払っていた。その点に関しては、漁夫の利を得た日本といえども例外ではなく、「軍事教育」も、単に総力戦体制等の軍制上の問題にとどまらず、主に国家全体の財政問題の文脈から論議されていた。

一方、軍指導層は、その内部に旧来の軍拡方針を主張する上原勇作らの意見と、政党との協力関係を重視する田中義一らの意見の対立をはらみながら、こうした情況、換言すれば「デモクラシー」情況に十分に対応することができなかった。

要するに、「軍事教育」実施に至る過程とその意味は、臨時教育会議や文政審議会の検討だけでなく、第1次大戦後の諸情勢、つまりワシントン体制成立前後(1918<大正7>年~1923<大正12>年)の日本の「デモクラシー」情況に注目しなければ明らかにならないと考えられる。

従って、本論では、通説を批判する観点から、この時期における政党および世論一般の主張を中心に考察し、「軍事教育」実施に至る政治的かつ社会的な必然性とその意義を解明したい。

第1章 臨時教育会議と「軍事教育」論

第1次大戦開戦の翌1915(大正4)年1月、慶応義塾塾長鎌田栄吉は、「余は陸軍徴兵の現役年限をば、宜しく1箇年に短縮すべしと主張するのである。(中略)而して若し軍事費を今日のままでおこなれば兵数は倍加する、国民は喜ぶ、経済上に得る所も多い、これ程有益な事はない。(中略)而して夫には今日の軍隊教育中に就き、是非共兵営内で施さねばならぬ者と、兵営外でも施し得らるゝ者とを区別し、其の前者をば勿論現役兵となつて後に教育し、後者の如き教育をば、宜しく之を普通教育の範囲に移す⁸⁾」べきであると述べた。

鎌田は、「現役兵在営年限短縮」(以下、在営短縮と略す)を軸とする兵数の倍增⁴⁾、非在営壮丁の増加による経済面の振興、それに加えて兵員を供給する各家庭の負担軽減を図り、その現実上の要請として普通教育における「軍事教育」の実施を意図していた。

こうした「軍事教育」論は、1917(大正6)年9月に開会される臨時教育会議の「兵式体操振興に関する建議」案審議総会において、江木千之らの精神主義的「軍事教育」論⁵⁾、山川健二郎らの軍備強調的「軍事教育」論⁶⁾と並んで、鎌田栄吉⁷⁾、立憲国民党所属関彦彦、元文部次官木場貞長らによって主唱される。

木場が、「今日ノ戦争ハ申スマデモナク物質上ノ進歩ト云フコトガ戦ノ勝敗ニ関係シテ居リマスカラ長ク兵営ニ繋グコトガ果シテ必要デアルカ、或ル程度マデ普通教育ナリ、兵役ニ就クマデノ修養ヲ積ンデ居ルト云フコトデアレバ其辺モ大ニ斟酌ヲ加ヘテ早く兵役ヲ免ジテ予後備ニ入ルト云フ途モ開キ得ル⁸⁾」のではないかと主張すると、関はこれを受けて具体的に国家経済の立場から、次のように補足した。

「吾々教育界ノ方面カラ論ジマシテモドウシテモ国民皆兵ノ基ヲ築イテ置キマシテ他日兵役ニ就キマシテモ徴兵ニ召集サレタ者ハ三年教育スルノガ二年デ足リル、二年ノ教育ガ一年デ足リルト云フコトニナリマシタナラバ唯今七番(木場、筆者)ノ仰セノ如ク国民の生産ノ上ニ於テ余程経済ニナル⁹⁾」。

彼らの「軍事教育」論は、木場が兵式体操振興について、「余リニ蔽重ニ教育ノ方カラバカリト云フコトハ遺憾ナガラ私ハ反対ヲ表スル¹⁰⁾」と述べるように、国家政策総体の中における「軍事教育」の必要性を認識したもの、換言すれば、国民の生産力を増大するために在営短縮を実施すべきだというものであった。

しかし、こうした政党、官僚、教育系の委員の意見に対して、軍当局は、「学校デ十分ナル軍事教育ヲスルト云フコトハ軍事ノ方カラ申シテモ、学校ノ方カラ申シテモ出来難イコト、思ハレル、又学校ノ片手間ノ仕事デ下士ヤ、将校ヲ造ルト云フコトハ到底不可能デアル、要スルニ学校ノ兵式教練ハ軍事ニ資スルト云フコトノ外ハ難シカラウ¹¹⁾」といった、現状における「軍事教育」は不可能であるという否定的な見解を表明する。

さらに、当建議案主査委員長江木千之の述べた、陸軍側から500人の現役将校を借りうけ兵式教練を実施したいという主査委員会の申し出に対しても、陸軍教育総監本部長山梨半造は、「今直グ五百人ノ将校ヲ提供セヨト云ッテモ出来ナイ、斯フ云フコトニナッテ居ルデアリマス、是

ダケハ御断リヲ申シテ置キマス¹²⁾」と、この案に対し、軍当局は援助できないと言明している。

軍部は、「軍事教育」の実効を認めないばかりか、それに対する協力にも消極的であり、在営短縮はいうに及ばず、それとは逆に、徴兵猶予令の廃止、6週間現役兵を1年間現役兵に変更するといった在営年限の延長に類する要求さえ文部当局に提出していた¹³⁾。

こうして「兵式体操振興に関する建議」は軍部の積極的な支持や経済的な裏付け¹⁴⁾も無く、実施そのものについても当面見込が立たないまま、生徒の徳育に資するという意義を前面に押し出した精神主義的「軍事教育」論の立場から、1917(大正6)年12月5日に可決された。

しかし鎌田、木場、関らが唱えた国民的生産力増大を根底に据えた在営短縮の補完施策としての「軍事教育」の振興という主張は、軍部のそれへの否定的な見解と対蹠的に、第1次大戦後の軍縮論の骨子に組みこまれ、政党ならびに世論の有力な武器として再び登場することになる。

第2章 第1次大戦後の「軍縮」世論

(I) 大戦終結の翌1919(大正8)年1月にパリ講和会議が開催されるや否や、この影響を受けた国内の言論界は、その主要議題の1つである国際連盟問題をめぐって沸騰し、議論の焦点として軍備縮小に関する主張が前面にあらわれてきた。

「東京日日新聞」(同年1月12日号)は、法科大学教授松波仁一郎の「徴兵制度全廃すべきか」という論説を連載し、国際連盟規約の成立を支持している。松波は、国際世論の「恒久平和」といった意味あいから軍備縮小の必要性を次のように語る。

「茲に至つて世界の大風潮は徴兵制度全廃となり、而して其理由として徴兵は压制なり。徴兵制度は軍国制度なり、好戦国の為す事なり。故に民本主義の諸国は協力一致して斯くの如き軍国に倒さざるべからずと云ふやうな事ならば、我国一国だけが果して之に対抗して徴兵制度を維持することが出来るか蓋し吾輩の言を俟たずして知るべきである」。

このような意見は、ついで戦勝国全体の兵制から日本の兵制を見直すという視点を導き出し、従来の日本軍部の一大方針であった精兵主義に否定的な見解が唱えられた。

同年2月19日、「東京日日新聞」社説は、「兵役短縮論」と題し、「英国の募兵、徴兵といひ、又米国の募兵といひ、訓練の日月甚だ短かきは何人も知るころ、而も此等の兵士は戦場に在りて頗る勇敢に戦闘したるは著明の事実にして、仏兵も亦教練に多くの年所を費せるものみにあらざるなり。然るに兵数多くして物質豊かなる連合国が、戦争の終末期に連戦連勝を博したることを思へば、必ずしも兵の精鋭なることは必要条件にあらざること明白にして、成るべく多数の国民を有事の日に戦場に送り得るの用意を為すこと肝要なり。吾輩は此見地より兵役年限を成るべく短縮せんことを希望す」と、イギリス、アメリカ、フランス等の兵制から敷衍して、日本の兵制を所謂「多兵主義」、つまり在営年限を大幅に短縮(従来2年間を1年前後に)して常備軍を減らし、戦時において大規模な軍隊の急造を可能にするという制度、に改革することを要求している。

これに対して、当時の陸軍次官山梨半蔵は「仮令国際連盟成立し、軍備の制限を実現せらるるが如きことある場合に於ても、我國の断じて採る能はざるところである¹⁵⁾」とし、世界的な和平傾向および国内世論に正反対の意見を表明した。こうした軍部見解、とりわけこの時期焦点になっていた在営短縮をも含む徴兵問題に関する軍部側の姿勢は、陸軍省恩賞課長鳥谷章が『偕行社

記事』に記した次の文章から知られる。

「軍備ハ戦時ニ限り必要ナルモノナレハ戦時之ヲ急設スルコト世界大戦ニ於ケル英米両国ノ如クスヘン又ハ瑞西ノ民兵制度若クハ米国ノ『ミリシヤ』制度ノ如クスヘン換言スレハ平時ハ僅少ナル基幹部隊ヲ常備シ戦時急速ニ之ヲ充足シテ大軍隊トナスヘン又ハ平時国民ニ対シ若干ノ軍事教育ヲ施シ之ヲ以テ戦フヘント為スモノアリト雖モ凡ソ軍隊ノ精否ハ爾余ノ素因同一ナレハ（中略）世界大戦ニ於テモ平時ヨリ充分ノ訓練ヲ経タル精兵カ戦時急造ノ弱兵ト戦フコト恰モ猛虎ノ群羊ヲ駆ルカ如カリシ事実ハ世界ノ耳目ニ透徹セル所ナリ故ニ我邦カ国防ヲ準備スル以上ハスカル微温的半処置的ナル軍隊ヲ以テ満足スヘキニアラス必ス相当ノ軍隊ヲ常備シ之ニ相当期間ノ訓練ヲ行フノ必要アルナリ¹⁶⁾」。

このように軍部は、長期間の訓練を積んだ常備兵を主力とする「精兵主義」を、今後も継続しようと考え、大戦後における各国の軍制改革や軍備縮小論を歯牙にもかけないという勢いであった。こうした軍部の対応の背景には、戦後も続く好況に支えられた原内閣の積極政策による大幅な軍備拡大方針と、パリ会議以降世界的な攻撃の標的となったアジアにおける最大の軍事国家としての日本の立場が大きな影響を与えていたといえる。同時に、この時期の軍縮世論の傾向も、一種の和平ムードに支配された戦争防止策としての軍縮論が大勢をしめ、現実的な財政的側面や国民負担の軽減といった観点からの論調はあまりみることはできない。そうした国内的な要求として軍縮論が語られ始めるのは、翌1920(大正9)年の反動恐慌を迎えてからと考えられる。

(II) 1919(大正8)年12月に開会した第42回通常議会で、原政友会内閣は、陸軍25個師団、海軍8・8艦隊の実現を含む総額13億円を越える明治以来最大の軍事予算¹⁷⁾を提出する。

しかし、翌1920(大正9)年7月、反動恐慌のさなかで開かれた第43回特別議会では、野党の憲政会および立憲国民党の軍事予算に対する攻撃が始まる。憲政会は、ニコラエフスクの邦人全滅事件、所謂「尼港事件」での政府の失策を追求し、その原因であるシベリア出兵に要する費用を中心に総額7600万円余の軍事費削減を決定し、立憲国民党は同じく総額5900万円余の削減を要求した。

当時の国家財政の中で軍事費のしめる割合は50%¹⁸⁾に近く、全租税収入をもってしても不足をきたすほどの膨張振りであった。こうした軍事費の増大は、大戦期にたくわえた貿易黒字も既に無く、大幅な輸入超過をきたしていた日本の経済界において最大の元凶とされ、産業、教育、交通その他ほとんどの分野から批判が集中していた。そのため野党である憲政会、立憲国民党は同年12月に開催される第44回通常議会上において、軍事費の削減を各党それぞれの主要課題として政府への攻撃を一層強めたのである。

第44回通常議会上において、憲政会の浜口雄幸は、「申すまでもなく租税は頻りに増徴せられ、国民の負担は益々増加を致しまして、予算は年を逐うて膨脹致しまするけれども、其大部分と云ふものは、殆ど優先的に国防費に消費をされて居るに随つて産業、教育、交通、其他の文化政策に属するものは殆ど十分なる施設を為すことが出来ない¹⁹⁾」と、国民負担の軽減、産業および文化政策の振興を阻害する要因として軍事費をあげ、その大幅な削減を叫んでいる。

同じく、立憲国民党は、同議会上会期中の党大会において、「夫れ国家先著の事業は改革に在り、而かも改革は部分的たらずして統一あり脈絡あるを要す。税法は負担の平衡と社会改革の旨意に基きて、根本的整理を行ふべし。不急の事業を制し、不生産の経費を削減して、国家有用の事業を起すべし。此目的に契合する為め、行政の改革と相須て軍費に大斧鉞を加へざるべからず。軍

国主義は、世界の現勢、時代の精神と相容れず、乃ち産業主義に立脚して、経済的發展に全力を傾注するの外ならず²⁰⁾」という宣言を発表し、国内經濟の再建を第一義とする軍備縮小を対議會方針の中心にすえたのである。

さらに1921(大正10)年2月10日、元憲政会顧問尾崎行雄は、「軍備制限に関する決議案」を同議會に提出する。この案の内容は、①英米と協定して海軍軍備を制限する。②國際連盟規約に基き陸軍軍備を制限する、という2点であり、尾崎は、「国民の意志を発表して置く²¹⁾」と前置きし、その理由を前述した両野党と同じく過大な軍事費のため国家總體の發展が阻害されているという点に求めている。尾崎案は、彼が除名された憲政会の反目を誘い立憲国民党のみの支持で、38対285という大差で否決されたがしかし、この決議を契機として、国内の「軍縮」世論は喚起される。

『太陽』3月号は、「尾崎男堂の軍備制限論批判」と題する特集を組み、早稲田大学教授杉森孝次郎、報知新聞顧問添田壽一、三宅雪嶺、賀川豊彦らの意見を掲載するが、そのいずれの見解も軍縮に賛成、もしくは軍備撤廃といった尾崎案を支持する方向性をもつものばかりであった²²⁾。

また、『中央公論』は、その巻頭言に「軍備縮少の徹底的主張」、を掲げ次のようにいう。「よその国はいざ知らず、今日の我國の軍備は誰が見たつて不釣合に尨大である。政府の予算を見るがいゝ。有らゆる文化的設備を犠牲に供して軍備の充実に全力を傾倒して居るではないか。交通機関の不完全、何よりも大事な教育的設備の欠乏、之等は何の為めか。座敷を塵埃だらけにして飯も食はず子供も学校に遣らないで只管門と塀とのみを堅固にしたつて何になる。所謂軍備の充実に依つて国力の發展を夢想する者は、鰯の腹のふくれるを喜ぶの類にして、凶に乗ると臆て破裂するの悲惨を覚悟せねばならぬのである²³⁾」。

以上のように論者は過大な軍事費を日本の現状にそぐわないものと認識し、次いで、「若し此際権衡問題(軍事力の國際的バランス、筆者)がどうの相手方の肚裏がどうのと、巧に国民を瞞着して這の好機の利用を誤らしめんとする者あらん乎、吾人は之を眼中軍閥ありて国家なき不忠の徒輩として断々乎として排斥しなければならぬ²⁴⁾」と当時の軍部を批判し、軍備縮少の即行を高唱した。

一方、軍部はこうした政党を中心とする広範な軍縮世論に対抗するため、「軍備問題に対する現在の世論は、動もすれば国民の一大誤解を惹起し、延て軍人の志気を餒えしめ、尚武思想を銷磨せんとするの虞あるを以て、国民の智識階級に対して、軍備に関する正確なる論説を紹介し、以て前述の如き時弊を匡救すると共に国民皆兵の精神を徹底するに資せしむ²⁵⁾」という理由のもとに、1921(大正10)年5月、月刊『大正公論』を発行し、理論的な論陣を張ると同時に、従来から軍部宣伝誌として普及させていた帝国在郷軍人会機関誌『戦友』等で以下のような世論への反撃を試みている。

「一方には露国の崩潰する在り、他方には國際連盟の協定せらるゝあり、更に加ふるに、列強の猜忌は我が武力を弱めんことを欲し、盛に中傷を事とするありて、我國民の國防的緊張の對象を漠然たらしめ、反軍備論に漸く人氣の高まるを見むとする帝国の現状は、敵国外寇なければ国恒に亡ぶと云へるに当らずや。軍国主義と云ひ、第二の独逸と云ふが如き非難を緩和せんがために、反軍備論を唱道するは、百歩を譲りて尚可なりとするも、之が為に軍人を呪咀し、軍隊を傷けむとするは、狡兎死して良狗を煮る者に非ずして何ぞ。吾人は陸軍記念日を迎へんとするに際

して、之を悲むこと特に切なり。嗚呼、世は澆季なる哉、末法なる哉²⁶⁹」。

このように軍部は国際連盟以降の軍縮ムードを感情的と呼べるほど「呪咀」している。反面こうした軍部の対応は、国民の軍隊嫌悪、一般世論の軍部への総攻撃、具体的に日程にのぼりつつある軍備縮小といったかつてないほどの難問を抱え困窮している軍部の現状を如実に露呈しているものといえるだろう。

第3章 議会と「軍事教育」

(I) ワシントン会議開催中に開かれた第45回通常議会は、名実共に軍縮議会と呼ぶにふさわしかった。国内および国際的情况に対応するため第44議会以後、方向を転じた政府与党立憲政友会²⁷⁰を加え、「軍縮」世論を背景に、全政党が一致して軍部に軍備縮小を要求したのである。

立憲政友会は、院内総務大岡育造を発言者として「陸軍の整理縮小に関する建議案」を提出した。大岡はその説明にあたり、「吾々が建議を致しました其趣意は、国防の勢力を減少する為ではありませぬ、その目的は国防を経済的に整理革新して、過重の負担を軽減せむか為である（中略）吾々は今日断然常備軍を廃止せよと言ふのでありませぬ、唯今須らく之を整理して国民軍の幹部を造る程度に於て之を使用しますれば、其兵数も減じ、其費用も減ずることが出来るであらうと思はるゝのであります。さうして其資力を一般の文化に用ゐ、兼て又軍事教育の補足にも致しましたならば、今日の状態を改善することが出来得る（中略）過重なる軍備を軽減して更に国民の力を強うして、大に国家を守りたいと云ふ趣意である²⁷¹」と述べている。

ついで野党を代表し立憲国民党は「軍備縮小に関する決議案」を提出し、犬養毅が、「国民党の案の大趣意は経済的に軍備を維持することが一つなのである、それから一面からは不生産的の労力を生産的に向け換へる、即ち兵營に二箇年を一箇年は之を生産的に使ふ方へ向ける、是が大趣意であります²⁷²」と、その軍縮論の基本的目的を説明する。その具体的手段としては、歩兵1年在營制（従来は2年）、師団数の半減、幼年学校・軍医学校等の廃止、兵卒給与の増額（3円60銭を6円）をあげ、加えて、「軍事教育」の振興を次のように要請している。「どう云ふ改正をやるか是は陸軍当局に求むるのであるが、吾々は一切の国民にも之を求むると云ふのは多年の主張であります、現に此青年、学校其外に強制するのではなくして、射撃の趣味を持たせることは、吾々は年来唱へましたが、幸に近年になつて、当局は青年団に武器を貸与することの制度が定められ掛つて居りますから、段々其方に向く、此方でも吾々は趣味を以つて軍隊の武器を取扱ふと云ふことを、青年並に学校の生徒に之を持たすと云ふことを国民が努める一吾々が努める、それからもう一つ努めるのは、学校に於て精神教育並に体操其外にも注意致す²⁷³」ことである。

また、当時無所属であった尾崎行雄、島田三郎も「海陸軍及特例に関する質問趣意書」において、ワシントン会議協定による海軍軍縮、陸軍兵員減少、陸海軍大臣武官制廃止、「軍事教育」の実施等を要求している。とりわけ「軍事教育」については、「身体強健にして義勇奉公の念に富み規律を重んじ節制に服する者は一朝事あるに方では皆精良なる兵士たるを得へし而して斯の如き性格を養成するは教育者の任務にして独り兵營にてのみ之を訓練し得へきに非ず僅々二三年間の兵營生活中に訓練し得へき技能性格は十数年の久しきに渉る所の学校生活中に於て教養訓練し得へきは明なり²⁷⁴」と、学校教育によって、軍隊における精神的基礎教育の機能を代行させるよう論じている。

こうした政党の方針は、与野党とも国家財政再建の必要性を挺子に、軍備縮小あるいは在営短縮を断行し、同時にその見返りとして学生や民衆に対する「軍事教育」の実施等の所謂「経済的軍備」を整備するという論点で一致していた。庚申倶楽部の仙波太郎が、「軍備縮小と同時に、是から先吾々手を付けなくちやならないのは、青年少年及学生の訓練であります若し之を怠つたならば、真の国民が国防に任ずると云ふことはできないのであります、是は尾崎君及島田君の御意見にも立派に出て居る、又国民党から出た御意見にも、憲政会も然り、して見ると総て諸君は一通りは御承知になつて居る³²⁾」と指摘するように、軍縮の実質的補完として提案された「軍事教育」の実施は、全ての議会政党や有力政治家による統一的な見解であったといえるだろう。

一方、軍部はこうした政党の動きにいかに対応したのであろうか。「陸軍ノ整理縮少ニ関スル建議案」委員会および予算委員会第4分科会(陸軍省及海軍省所管)における陸軍側の答弁からみても。

犬養毅からの1年在営制実施の見込みについて尋ねられた陸軍次官尾野実信は、「在営年限ヲ一年トスル為ニ、軍隊以外ニ於テ国民ノ修養教育ヲ必要トスルト云フ考カラ、仮定トシテ各小学校ニ下士ノ一人モヤリ、又中学校等ニハ将校一人、下士一人、最小限ニ見積リマシテ茲ニ掲ゲテアル位ナモノハヤッテ、幾分カ軍隊教練ノ予習或ハ予備教育ヲシタラ宜カラウト云フトコロカラ見積ッタノデアリマス(中略)一年ノ教育ニナルト、ドウシテモヤッテヤラナケレバナラス、金ガ要ッテモ此条件ハ必要条件デアルト云フ事デ書上ゲマシタ(中略)其案ハ大臣カラ御話ニナッタ通りニ、不同意ノ案デアリマス、之ヲ実行スルト云フトハ不同意デアルノデアリマス、ケレドモ唯万一是ガサウ云フ風ニナルトシテ、之ヲ仮定シテ斯ウスレバ斯ウナラナケレバ追付カナイト云フ所カラ書上ゲタノデアリマス³³⁾」と答える。

尾野は、このように1年在営制実施について軍部が不同意であるという点を強調しながら、それにつけ加えて、万一実施した場合の軍部側の予算案を示し、現行よりも経費が増加するという意味あいから、政党側の意図を退けようとした。

ついで陸軍大臣山梨半蔵も、「一年現役ト云フコトハ、人員ノ節減ト申シマスカ、或ハ人力ノ経済ト申シマスカ、其方デハ宜イカモ知レマセマスガ、陸軍トシテ兵種ヲ論ズル時ニハ、著シク精兵ノ主義ヲ害スルコトニナリマス、ソレト同時ニ費用ガ減ズルカト云フト、却テ増スコトニナラウト思ヒマス³⁴⁾」と、軍部の意見を再論し、仮りに実施となった場合に、その補完施策となる「軍事教育」について、「学校ニ於ケル教練ト云フモノハ、軍隊ノ真ノ精神ヲ以テヤリ得レバ宜イガ、ソレガ所謂此軍規ヲ真ニ厳肅ニシテヤリ得ルカト云フトガ、ムヅカシイト思フ、(中略)現ニ高等商業学校デハ、随分ソレガ進ンデ居リマス、進ンデ居リマスカラ、今陸軍ノ将校ノ現役ヲ派遣シテヤッテ居リマス、ヤッテ居リマスガ、矢張半分々々デ、中々ソレガ実効ガ拳ラヌ³⁵⁾」と記し、軍部は、「軍事教育」の効果を信頼していないとして、その実施に対する否定的な姿勢を示した。

さらに陸軍省の政治対策のなかめである軍務局長畑英太郎は、軍縮論の骨子を犬養毅の演説に集約的にみ、その批判を『大正公論』に掲載する。畑は、「犬養君提案の骨子たる、一年兵役制即ち在営短縮の主義は、世界一般の趨勢であつて、大体論としては何等異議を唱ふるものでない」としながらも、「問題は学校及青年団の教育が、上述の要求を充たし得る程度まで発達して居るか否やに存するのであつて、吾人は不幸にして我国の現状は未だ、これに信頼して軍隊教育を軽減して可なりと、認むる事が出来ぬ³⁶⁾」と、犬養の主張を現在の日本に適合しないという理由で

退けていた。

軍部は、軍縮という点で政党側が提示したほとんど全ての要求に異議を唱え、軍部からの建設的な意見はなにも出さず、従来の軍制の堅持を楯として、現状維持に固執していた。これに対して政党は、軍部の反対をも押し切り、陸軍歩兵の在営年限を1年4箇月に短縮し、各種機関の整理によって経費4000万円を減少するという建議案を満場一致で可決³⁷⁾したのである。

(Ⅱ) 第45議会終了後、軍部は削減の程度を僅少にしようと各方面に工作するが、陸軍試案を提出するたびに政党および世論から徹底的に攻撃を受け、その試案も二転三転したのち、漸く8月になって削減幅を決定する。それは、将校2200名、下士卒61000名の整理、10年間継続費として約5億円の軍事費削減で、1923(大正12)年度では、前年に比べ2400万円の減額であった。また在営短縮については、在営日数40日、さらに現役終了以降の召集日数47日の減少を予定していた。

しかし、これらの計画は、第45議会の建議案の要求を満たすものではなく、そのため1922(大正11)年12月の第46回通常議会では、衆議院のみならず貴族院においても、軍部は再度集中的に攻撃された。

1923(大正12)年1月24日、貴族院で、若槻礼二郎によって、「陸軍大臣の意見なるものは現在の勢力維持論であるのであります、今日現在の勢力を維持する必要がどこに在るのでありますか³⁸⁾」と、軍部の姿勢は批判される。さらに若槻は、在営短縮の実現を求め、第1次大戦の例をあげ、陸軍大臣に次のように迫った。

「五六箇月の訓練で戦線に立つと云ふことの実例を此處に見て居る以上は、一年半の訓練で一通りの兵隊が出来上らぬと云ふ道理は、何處にもない筈であります、陸軍大臣は日本の国民の教育の程度は低いから、一年半では一通りの兵隊を作り上げることは出来ぬと言つて居られるやうである、(中略)若し教育の程度が低いが為めに、在営年限を短縮することが出来ぬと云ふならば、何故に教育の程度を重くすることを御努めにならぬのでありますか、陸軍の経費を若干減じて之れを教育の費用に廻して、国民の教育の程度を高められたならば、優に在営年限を短縮することが出来るのでありませぬか、(中略)亜米利加でやつたやうな事柄の趣意を適用して、準用して、日本に於ても一般国民にも少しの兵式の訓練、軍事の教訓を与へられるといふ事柄は至極結構であると思ふ³⁹⁾」。このように若槻は、国民の教育程度の向上、ならびに「軍事教育」の普及によって、在営短縮の早期実現を求めた。

ついで同年2月12日、衆議院では、革新倶楽部⁴⁰⁾、庚申倶楽部の賛同をうけた憲政会が、「陸軍軍備の整備縮小に関する決議案」を提出する。代表者下岡忠治は、その説明において軍事費のさらなる減額を求め、加えて在営短縮について次のように語っている。

「日本の現状から言へば一年半若くは一年四箇月の教育を行へば先づ完全なる兵士が出来ると云ふことは疑ない。(中略)例へば亜米利加の如きは中学校であらうが、小学校であらうが、兵式操練と云ふものを正科の中に加へて居る、或は少年斥候隊を非常に拡張して、尚武の氣象を一般に普及すると云ふことに大なる努力を払つて居る、是はどうしても日本でやらなくてはならぬことであります。(中略)殊に此度は普通教育費の国庫支弁額が増額せられたし、斯ふ云ふ機会に於て一般国民の尚武の氣象、軍事教育に関する予習等を行はずと云ふ事は絶好の機会である。斯ふ云ふ機会を捉へて、一方に於て国民全体に於けるさう云ふ教育を行ふと同時に、一方に於きましては一日も早く兵役年限の短縮と云ふことを断行すると云ふことは、実に適当な時である⁴¹⁾」。

このように貴衆両院で再び軍縮論がなされるが、その論点は予算削減問題から、主に在営短縮問題へ移っていた。その際、いずれの政党も具体的な「軍事教育」実施計画を掲げ、その代価として、在営短縮の実現を求めていたといつてよい。こうした動きは、在営短縮を唱える世論と相俟って、1923(大正12)年4月に至り、軍部をして5省会議⁴²⁾(陸軍、海軍、文部、内務、農商務各省)の開催を実現せしめたのであった。

この会議は、在営短縮を実現するために、「軍事教育」を民間に普及させることを目的としており、陸軍原案によれば、「(一)義務教育年限延長(延長程度は文部当局の意見に従ふ)(二)小中大各学校に於ける徹底的軍事教育(三)小学校以外学校教育を受けない地方の一般青年に対する軍事予備教育(四)此の軍事予備教育には、教官として許す限り現役将校を派遣し又青年会、在郷軍人会、在郷将校会、及連隊区司令部等の連絡を保たしめたき事(五)此等教育の成績は入営期前に考査試験して優良者には習得証明書を交付し(六)習得証明書を所持する者は四ヶ月間(即ち新兵教育期間)入営延期を許可する事等であつて、即ち右の如くすれば現在の在営年限二年を短縮して一年八ヶ月となし得る⁴³⁾」というものである。

これについて「読売新聞」(1923<大正12>年4月26日号)は、「国防の民衆化(二)」と題して、「一度は第四十五議院に於ける衆議院一致の建議案で注文された在営年限一年四ヶ月説を全然無視したものゝ国民を怖れ輿論を気にすること並大抵でない此頃の立場から何とはなしに落付いて国民の意向を軽視して許りも居られなく成つたのであらう最近では自ら逆戻りして在営年限の短縮と云ふことに触れ国民に所望の軍事予備教育を施したら現在の在営年限を更らに縮めて一年六ヶ月にしても宜いと云ふことに譲歩したナゼ之を第四十五議院若しくは第四十六議院中に決心して誠意を国民の眼前に披瀝しなかつたのか頗る諒解に苦しむが兎に角遅れても機会を失したにしても善い事はドコまでも善い事に相違ない」と、軍部の在営短縮を目的とする「軍事教育」への着手を「遅ればせながら」としながらも評価している。この会議は、これ以後、各省の承認をとりつけて継続され、その結論は、翌1924(大正13)年4月15日に設置された文政審議会の諮問事項として日の目をみたのである。

結 論

「軍事教育」はワシントン体制成立の前後において、その影響および国家財政の危機を感じとった世論、ならびに政党の軍縮実現への具体策として提出される。臨時教育会議以降、一部の政党内人や有識者によって議論された「経済的軍備」としての「軍事教育」は、大戦後日本経済が大きく傾いていくと共に浮上し、第45、46議院においては、軍部攻撃の有力な武器ともなり得た。

当時、軍部は従来からの軍制方針である「精兵主義」を堅持するため、政党ならびに世論一般に対して、反抗的な対応に終始するが、こうした「デモクラシー」的勢力を無視することができず、ついには山梨陸相時代にこの趨勢を受け容れることになった。しかしそれは同時に軍制そのものをも新しい社会体制の下に再編していく契機ともなり、宇垣陸相時代に、いわば「デモクラシー」状況における新軍制として「総力戦」体制の整備が行なわれたのである。軍部の「デモクラシー」状況への従属とも呼べる形勢のもとに成立したこのような政治的構造は、その支柱であるワシントン体制が、大恐慌等の諸々の要因で崩壊していくまで東の間の安定期を迎えることになる。しかし他の一面から見れば、この状況に対応する新しい軍隊とは、従来よりさらに政治的

かつ広範な影響力を持つべくして創り出されたものであり、その意味からこうした政治的バランスが崩れたときには、国策推進の主体として可動する潜在力を十分に備えていたといえるだろう。

「軍事教育」実施の任にあたった加藤護憲三派内閣の文部政務次官鈴置倉次郎は、1924（大正13）年10月、「軍備制限と軍事教育」という論説で、国家財政の状態から軍事費削減はやむをえないとしながら、「軍事教育」実施について、次のように説明している。「我等は軍備縮小を高唱するものであるが、而もこれによつて軍隊の士気を損じ、国民の国防観念に動揺を生ぜしめてはならぬと思ふ。国軍の基礎を社会的に充実する方策の一として、各学校における軍事教育の案が、目下文部陸軍の各関係者によつて練られつゝあるが、大体陸軍の費用をもつて現役将校を教師として、一週三時間程度の軍事教育の時間を置かうといふのである。学校における兵式教練その他の軍事教育をして一屬意義あるものたらしめ、年々退化しつつある国民の体格を向上せしむるため、協力してこの方面に対する積極的新施設を為し、又一般に兵役に対する国民の理解を進めるやうつとむることは軍備制限に伴ふ最も大切なことである⁴⁴⁾」。

こうした政党内閣の現状認識が、軍指導層の「要は軍隊教育の基礎たるべき若干の軍事教育を受けて、入営後の教育を軽減することが出来れば、在営年限は短縮し得るのである⁴⁵⁾」（1925<大正14>年1月、軍務局長畑英太郎の論説）という具体的な意見を導き出したことに、この時期の「デモクラシー」と「軍事教育」、あるいは政党と軍部の政治的かつ社会的な関係が示されているのである。

以上、1918（大正7）年から1923（大正12）年までにあらわれた「軍事教育」論を中心に検討したが、この問題は、大戦後の資本主義諸国家間の共通した政治課題の1つとして考察されねばならないことが明らかとなった。当時の所謂「デモクラシー」諸国家であるアメリカ合衆国、イギリス、フランス等においても多少の差異はあれ、軍備と国家財政の調和という問題は、重要な政治目標であった。この点からも、たんに「軍事教育」の実施が、軍部の一方的な意図によって推し進められたとする結論は慎まねばならない。

このような視点から、この時期以降の軍事ならびに教育の関係を再検討していく作業が今後の課題となるが、その際とくに近代公教育体制と政治構造との連関に注目していきたい。

<註>

- 1) 本論では、この用語を徴兵年齢未滿つまり滿20歳にみたない学生および一般青年に対する 軍事予備教育という意味で使用する。
- 2) 通説としては以下のものがあげられる。海後宗臣編『臨時教育会議の研究』東京大学出版会、1960年、大蔵隆雄「青年訓練所設立経過」（東京都立大学人文学部『人文学報』No. 31 1963年3月）、海老原治善『統現代日本教育政策史』三一書房、1967年、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』（第1巻、教育研究振興会、1974年）、阿部彰『文政審議会の研究』風間書房、1975年、久保義三『天皇制国家の教育政策』勁草書房、1979年。しかし近年になって、竹中暉雄「学生軍事教練の開始」（池田進、本山幸彦編『大正の教育』第一法規、1978年）、三原芳一「陸軍と教育」同前、八本木浄『两大戦間の日本における教育改革の研究』日本図書センター、1982年、などが従来とは異った視点から「軍事教育」の実施を考察している点については注目したい。
- 3) 「国民教育と兵役」（『教育時論』第1070号、1915年1月5日、開発社）pp. 13-14。
- 4) 在営年限2箇年を1箇年に短縮することで、従来の2倍の兵員を養成することができる。
- 5) 江木は、「唯茲に繰返して注意すべきは、其兵式体操が飽くまで精神教育を目的とするものであつて軍事的意味を有するもの、即ち兵士の訓練を鼓吹して一朝有事の時に其の技能を直ちに利用するといふこ

- とを目的とするものであつてはならぬといふことである」(「兵式体操を復興せよ<精神教育の振興を計れ>」『教育時論』<第1138号, 1916年11月25日 p. 5>)と明言するように、一貫した精神教育主義を唱えている。
- 6) 山川は、「兵式教練ハ学校ノ訓練ノ為ニスルコトガ根柢デアルガ、尚ホ是ハ生徒ガ他日国家有事ノ日ニ処スル素養ノ為ニ必要ナモノデアルト云フ、斯フ云フ趣意ヲ加ヘタナラバ生徒等ガ国家ニ対スル義務トシテ兵式教練ニ従事スル考ヲ起ス」(国立教育研究所編『資料臨時教育会議』<第2巻> p. 577)として、中学生を卒業後下士官に任じ、専門学校学生を見習い士官に任ずるといふ、軍事的な側面を重視する見解を、立憲政友会所属三土忠造と共に主張した。
- 7) 当時、鎌田は、貴族院交友倶楽部(立憲政友会系)に所属しており、臨時教育会議席上においても、前述と同様の趣意で次のように述べている。「此兵式体操ニ依ッテ得ル所ノ訓練、精神ノ修養ト云フモノガ多ク兵ト云フコトヲ離レテ即チ教育ト云フ方面カラ見テ大ニ盡スト云フコトニ就テハ同感デアリマス(中略)兵営ニ這入ツテ……バラックニ這入ラナケレバ受クルコトノ出来ナイ教育ガアル又バラックノ外ニ於テ学校ニ居ル時ニ之ヲ受ケルコトノ出来ル方面モアル、今日ハ予メソレヲ努メズシテ兵営ニ這入ツテカラ即チ兵士タル全部ヲ作ラウト云フコトニ努力シテ居ルヤウデ(中略)之ハ即チ学校ニ於テ又学校以外社会ニ於テ之ヲ涵養スルコトハ出来得ベキコトデアル(中略)此準備ノ教育ヲ兵営外ニ於テ予メナシテ居ルガ為ニ兵役年限ヲ減縮スルコトガ出来ルナラバ生産上多大ノ利益ヲ得ルコトガ出来ル」(前掲書, p. 452)。
- 8) 前掲書, p. 446。
- 9) 前掲書, p. 450。
- 10) 前掲書, p. 446。
- 11) 前掲書, p. 579。
- 12) 前掲書, p. 613。
- 13) 臨時教育会議総会(1917年12月5日)において、文部次官田所美治は、軍事当局から文部当局への要請として、「徴兵ノ猶予令ヲ廃スルトカ、或ハ六週間現役ヲ一年ニスル必要ガアルトカ、或ハ師範学校ニ下士官ヲ入学セシメテ小学校教員ニセシメル途ヲ開クト云フヤウナ点」(前掲書, p. 622)が提出されていると指摘している。
- 14) この点については、元大蔵官僚阪谷芳郎の予算についての質問に対して、江木千之が「費用ノ点ニ付テハ是モ細カイコトハ論及シテ居ラスノデアリマス」(前掲書, p. 587)と、この案の最終総会で答弁したように文部当局側の具体的な予算の裏付けは何も無かった。
- 15) 「我国の徴兵制度に就て」(『戦友』, 第106号, 1919年4月, 帝国在郷軍人会本部) pp. 2-3。
- 16) 「徴兵制度廃止問題ニ就テ」(『偕行社記事』, 第537号, 1919年5月, 偕行社) p. 40。
- 17) 陸軍14箇年, 海軍8箇年の継続費として要求された。
- 18) 1920年度の国家予算の歳出総額は、15億6000万円であり、そのうち軍事費は7億6000万円であった。これは全租税収入が7億5000万円であった当時においては膨大なもので、前年度予算と比較すれば、歳出総額において2億2700万円増 その中で軍事費のみのしめる金額は1億9500万円であった。(小林雄吾『立憲政友会史第4巻』立憲政友会史出版局 1926年 pp. 531-535, 大津淳一郎『大日本憲政史第8巻』寶文館 1928年 pp. 463-465 参照)。
- 19) 大日本帝国議会議刊行会『大日本帝国議会議第12巻』同刊行会 1929年発行(以下議会議と略す。), 1921年1月22日, p. 1184。
- 20) 鷲尾義直『犬養木堂伝中巻』(東洋経済新報社, 1939年), 1921年1月19日, p. 447。
- 21) 議会議第12巻, p. 1357。
- 22) 『太陽』(第27巻3号, 1921年3月, 博文館) pp. 56-68。
- 23) 『中央公論』(第36年10月号, 1921年10月, 反省社) p. 2。
- 24) 前掲書, p. 3。
- 25) 山梨半蔵「発刊の目的」(『帝国在郷軍人会30年史』, 帝国在郷軍人会本部, 1944年), 1921年3月30日の項。pp. 137-138 より再引。
- 26) 「巻頭言; 軽浮なる世論」(『戦友』, 第129号, 1921年3月1日) p. 1。

中村：「デモクラシー」と「軍事教育」

- 27) 総裁原敬は、議会直前の1921(大正10)年11月4日に暗殺されるが、その後を継いだ高橋是清は、原の政治方針を踏襲し、第45議会に臨んでいる。
- 28) 議会誌、第13巻(1929年発行)、1922年2月7日、pp. 655-656。
- 29) 前掲書、p. 656。
- 30) 前掲書、p. 657。
- 31) 前掲書、1922年1月28日、p. 1210。
- 32) 前掲書、1922年3月25日、p. 1283。
- 33) 『第45回帝国議会衆議院第6類第2号陸軍ノ整理縮小ニ関スル建議案外1件委員会議録第2回』1922年2月15日、pp. 10-11。
- 34) 『第45回帝国議会衆議院第1類第5号予算委員会第4分科会議録第1回』1922年2月3日 p. 2。
- 35) 前掲書、pp. 14-15。
- 36) 「犬養君の軍備縮小決議案の説明を読む」(『大正公論』第12号1922年4月、帝国在郷軍人会本部) p. 293。
- 37) 議会誌、第13巻、1922年3月25日、pp. 1273-1274。
- 38) 議会誌、第14巻(1930年発行)、1923年1月23日、p. 28。
- 39) 同前。
- 40) 革新倶楽部は1922(大正11)年11月8日、旧立憲国民党所属議員(29名)および無所属議員(17名)の合同により組織された。
- 41) 議会誌、第14巻、1923年2月12日、p. 629。
- 42) この会議の開催前の1923年4月5日付「読売新聞」記載の「予備教育は各方面に亘れ」という記事では、4省会議(陸軍、文部、農商務、内務各省)と記されているが、その第1回会合の後の記事(「国防の民衆化(2)」読売新聞<同年4月26日>)では、海軍省を加えた5省において協議されていた。そのため本論では5省会議という用語を使う。
- 43) 「予備教育は各方面に亘れ」読売新聞(1923年4月5日)。
- 44) 『日本教育』(第3巻第10号、1924年10月、南郊社) pp. 154-156。
- 45) 「青少年訓練に就て」(『大正公論』第5巻1号、1925年1月) p. 82。

(博士後期課程)